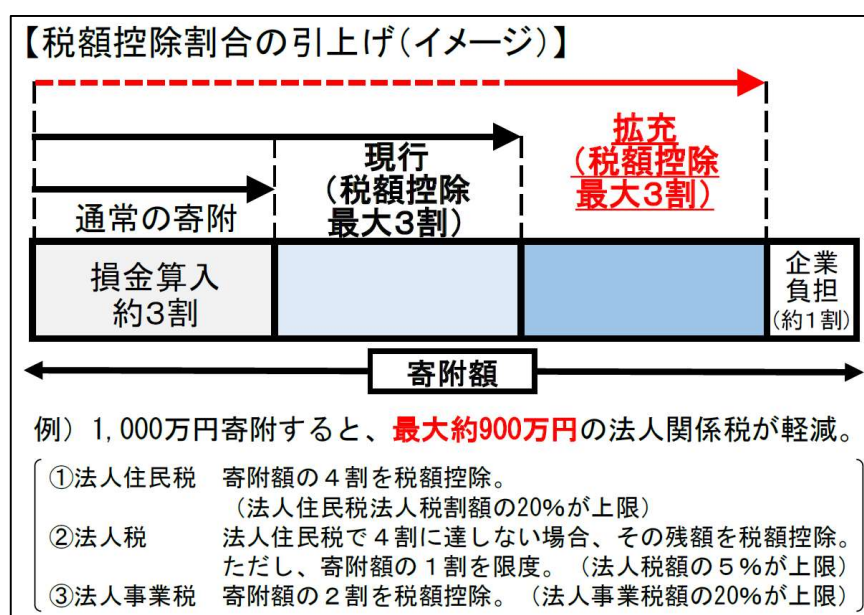


四万十川ウルトラマラソンに係る企業版ふるさと納税制度の活用について

1.企業版ふるさと納税制度とは

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される**など、より使いやすい仕組みとなります。



2.広告協賛との違い

企業版ふるさと納税では寄付に対する「**経済的な見返り**」が禁止されており、対価性のある特典（広告物掲示等）は付けられませんが、**企業名の公表や感謝状の贈呈など、制度の範囲内でのご紹介は行うことが可能**です。

3.寄付額について

1回あたり **10万円以上**の寄付が対象となります。

4.寄付先について

制度上、本社が所在する地方公共団体への寄付については対象となりませんが、四万十町でも寄付の受け入れが可能ですので「**四万十市に本社がある企業は四万十町へ寄付**」いただくことになります。ただ、その**寄付金は全額「四万十川ウルトラマラソン実行委員会」へ支出され大会の開催費等に充てさせていただきます。**

5.控除額シュミレーション

課税所得	寄付額	実質負担額
500 万円	15 万円	約 3 万円
1000 万円	25 万円	約 5 万円
2000 万円	45 万円	約 10 万円
3000 万円	85 万円	約 20 万円
4000 万円	120 万円	約 30 万円
5000 万円	185 万円	約 50 万円

例) 課税所得 500 万円の企業が 15 万円寄付した場合、自己負担は約 3 万円となります。

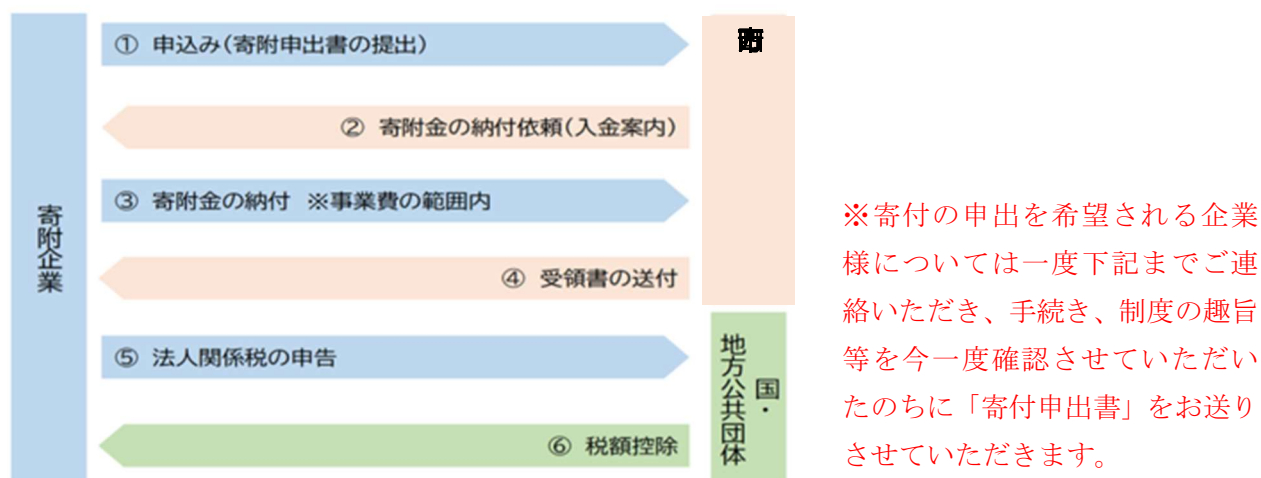
※実質負担額については企業の従業員数や店舗の数等、課税されている法人税によって前後します。

※対象となるのは法人格を持った企業になります。(株式会社、有限会社、一般社団法人、組合法人、医療法人、信用組合、相互会社等)

6.目的・事業について

別紙 3 「四万十川ウルトラマラソンを活用した交流人口拡大・観光誘致プロジェクト」をご参照ください。四万十町でも同様のプロジェクトに寄付が可能となっております。

7.寄付の流れについて



8.寄付受け入れ期日（入金期日）

10 月 18 日（日）大会当日まで

9.その他

寄付について詳細を知りたい場合、寄付をされたい場合は下記までお問い合わせください。

寄付いただく場合は、「寄付金額」、「企業名」は公表させていただきますことをご了承ください。

問い合わせ先・送付先

四万十川ウルトラマラソン実行委員会
事務局 担当：武内

TEL 0880-34-0750

FAX 0880-35-4260

MAIL sport@city.shimanto.lg.jp